仕　様　書

工　事　名	名古屋市総合リハビリテーションセンターイントラネット用ＵＴＭ新設工事	
工 事場所	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山１番地の２	
工事概要	工事種目	電気通信工事
	分離発注工事	無
	別途工事	無
	支給材料	無
	工事範囲	項目内訳書による
	工事用仮設電気	無
	工事用仮設水道	無
	発生材処理	関係法令に従い適切に処分のこと
契約期間	契約締結日～令和９年２月２８日	
工事期間	契約締結日～令和９年２月２８日	

Ⅰ　一般事項

1　総則

（1） 契約の内容は、本仕様書の定めるところによる。

（2）本仕様書における甲とは社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団であり、乙とは甲と本工事にかかる工事請負契約を締結したものをいう。

（3）本件履行に当たっては、誠実にこれを行い、関係法令を遵守すること。

（4）本仕様書等に定められた内容に疑義、仕様書等によることが困難または不都合な場合が生じたときは、甲に連絡しその指示に従うものとする。

2　業務内容

名古屋市総合リハビリテーションセンターイントラネット用ＵＴＭ新設工事を行うもの。

3　適用条件

本工事にあたっては、本仕様書及びネットワーク構成図をはじめ、工事の施工に関する法令及び甲が定める規程並びに工事の施工方法に関する公的基準に従って施工すること。

4　監督員

監督員とは、社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団総務部職員をいう。

5　官公署への手続き

（1） 工事施工に必要な官公署、その他への手続きがある場合は乙の負担にて遅滞なく行うこと。

6　環境に配慮した工事の推進

環境に配慮した工事を推進するため、施工方法、使用材料について環境保全に十分配慮した施行に努めること。

7　工事事故

工事に関連して事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、工事事故報告書を提出すること。

II　工事仕様

1　構築内容

現状のイントラネット設備は閉鎖網で運用している。

本工事は、イントラネットに接続されている端末からのクラウドサービス利用に伴い、インターネット網に安全に接続して運用することを目的としている。

2　機器及び運用仕様書

・既存イントラネット設備にＵＴＭを設置する。
・既存イントラネット設備をコントロールするUBIQUITI製コントローラをコントローラ内蔵型のルーターに取り替えること。（インターネットへ出るルーターとして利用）
・既存ＶＰＮルーターをＲＴＸ１３００へ取り替えること。
・導入した機器においては５年間の機器保障費を本工事で見込み、保守は先出しセンドバック方式とすること。
・導入した機器の年間ライセンス料金５年分を本工事で見込むこと。
・遠隔監視及び操作ができるシステムを構築すること。
・細かい機器設定においては、受注者となったものは監督者と十分協議したうえ、設定すること。
・ネットワークを常時監視し、ネットワークに接続されたネットワーク機器の死活監視を行うシステムを導入する事。
・配線、切替工事は担当者と協議の上、日程を調整すること。（土・日・祝日及び平日夜間等）
・他システムとの連携がある場合は必要な場合は各システムベンダーとの調整を行うこと。なお、設定に関する費用は本工事に含むこと。

・LANケーブル（CAT6）を必要数増設すること。

・設計図を基に完成図を作成すること。作成方法については担当者と協議すること。

・瑕疵（工事に関わること）は１年とし、その後の保守は含まない。（総務部において保守を行う。）

・瑕疵期間終了後、本工事において重大な過失（打ち合わせ不足による過失も含む）があった場合、施工者負担により速やかに改修を行うこと。

・工事完成後、指定書式の図面、収容表及び実装図の修正及び新規作成を行うこと。（プラント作成）

III 工事現場管理

1　作業時間

（1） 工事の時間帯は、原則８：３０～１７：３０までとする。
工程上やむを得なく時間外に作業する場合は、監督員の承諾を得ることとする。

（2）監督員の休日及び勤務時間外には、立会い、検査等を要する作業を行わないように努めること。

2　公害対策

（1） 施工にあたっては、関係法令に従い公害防止に努めること。

3　解体材及び発生材処理

（1） 契約の履行によって生じた廃材等は、引き渡しを要するものを除き、乙の責任において当該敷地内から搬出し、関係法令に従い、適切に処理すること。

4　適用の除外

（1） この節で必要性の少ないものについては、監督員の承諾を得て省略することができる。

IV 材料等

1　使用材料及び工法等

（1） 工事期間中は、業務に支障の無いよう監督員と十分打合せの上、工事場所周囲に仮設を施すなど配慮をすること。

（2）使用する機器が騒音及び振動を発生させる場合、及び、材料は事前に監督員の承認を得ること。

V　記録

監督員が連絡した事項又は監督員と協議した事項について記録した打合せ記録を監督員に提出する。ただし、簡易な工事で、監督員がその必要性がないと認めたものについては、これを省略することができる。

VI その他

その他不明な点は、監督員と調整を図ること。

特 記 事 項

1　一般事項

（1）本工事は、名古屋市総合リハビリテーションセンターを営業しながら施工するため、危険防止に努め、業務及び患者・利用者等に支障を与えぬよう十分配慮した施工計画を立てると共に、施工場所の整理整頓に努めること。

2　現場管理

（1）　高レベルの騒音・振動・粉塵が発生する工事は近隣への迷惑を考慮し原則として平日に行い、患者・利用者等に危険を及ぼす可能性が高い資材・廃材の搬入出を行う日は、原則として土、日曜日及び休日とするが、工事日程上それが困難な場合は、監督員と協議を行うこと。

（2）作業中は職員の指示に従い、患者・利用者の療養等を妨げないよう心がけること。工事施工において関係のない場所への無断の出入りを厳禁とし、職員から退室等の指示が出た場合は安全を確保した後速やかに退室すること。また、利用者の状況によって工程を変更する場合があるので対応すること。

（3）事務所等に入室する必要がある場合は事前に監督員に申し出て指示を仰ぐこと。

（4）工事車両は、原則、福祉スポーツセンター東側スロープに駐車すること。

（5）工事資材及び廃材については、置場を設けるものとし、周囲に仮設を施すなど、十分な配慮を施し、患者・利用者等へ危険を及ぼすことのないようにすること。

（6）資材及び廃材等の搬入出の方法、日程については、監督員に申し出、承認を受けるものとする。

（7）資材及び廃材等の搬入出に関し、荷揚げ降ろしにクレーンを用いるときは、特に安全に留意し、荷揚げ降ろしの計画を事前に監督員と協議すること。

（8）作業時間終了後は、工事資材及び廃材等を必ず所定の場所にて保管すること。

（9）工事全体の管理を行う責任者を配置し、必要に応じて、通行者への注意喚起等を行う者を配置するなどして安全に配慮して実施すること。

3　その他

（1）工事中は施設運営に支障をきたさない様にすること。

（2）別紙参考資料

ネットワーク構成図